

## 認知症対応型共同生活介護等 重要事項説明書

### グループホーム遙遙

- 1 当認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という）の概要

(1) 運営主体 株式会社 ほーむけあ いしやま  
代表取締役 石山道代  
茨城県筑西市玉戸1602-10

- (2) 当グループホームの名称・所在地等

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 介護保険事業所番号 | 0871100160      |
| 事業所名      | グループホーム遙遙       |
| 所在地       | 茨城県常総市羽生町1026-2 |
| 指定年月日     | 平成15年5月1日       |

- (3) 当グループホームの運営方針

利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれ役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮していきます。

- (4) ホームの職員体制

| 職 種     | 資 格          | 常 勤 | 非常勤 | 業務内容 |
|---------|--------------|-----|-----|------|
| 管理者     |              |     |     | 運営管理 |
| 計画作成担当者 | 介護支援専門員      |     |     | 計画作成 |
| 計画作成担当者 |              |     |     | 計画作成 |
| 介護職員    | 介護福祉士        |     |     | 介護   |
| 介護職員    | 社会福祉主事       |     |     | 介護   |
| 介護職員    | 介護職員初任者研修修了者 |     |     | 介護   |

- (5) 設備の概要

- ① 建物構造・面積 木造1階建 484.12㎡
- ② 居室の数と面積 居室18 (10.3㎡×4) (9.93㎡×14)
- ③ トイレの数 6
- ④ 浴室の数 2

- (6) 事業の内容

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護・  
短期利用共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護

## 2 サービスの内容

- ① 食事 従事者が利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮し提供します。  
食材は給付対象外です。食事は離床して食堂でとっていただくよう配慮します。
- ② 排泄 利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と、おむつ外しを意識的に取組み排泄の自立の援助を行います。おむつ交換は随時交換を原則とします。
- ③ 入浴 週3回以上の入浴又は清拭を行います。入浴時間は本人の希望時間を尊重します。
- ④ 日常生活上の世話 離床、着替え、整容、寝具消毒及びシーツ交換、洗濯、健康管理、居室内掃除、役所手続きの代行、その他。
- ⑤ 機能訓練 離床援助、屋外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持、改善に努めます。
- ⑥ 医師の往診の手配 医師の往診の手配、その他療養上の世話をします。
- ⑦ 相談及び援助 利用者とその家族からの相談に誠意をもって、可能な限り必要な援助を行います。
- ⑧ 送迎 短期利用共同生活介護のご利用後は、送迎サービスを行います。

## 3 料金

別紙1 認知症対応型共同生活介護2ユニット 料金表 参照。

#### 4 利用の手続き

##### (1) 利用手続き

- ・利用申込書に必要事項（利用者氏名・住所・要介護度、利用者の家族氏名・住所等）を記載し、事業所に利用申込書を提出。
- ・健康保険、介護保険に加入していること。
- ・要支援2以上の介護認定があり、かつ医師により認知症の診断があること。
- ・身元引受人があり、費用の支払い能力があること。

##### (2) 退居の手続き又はサービスの終了

利用者が下記項目に該当するときは、退居の手続き又はサービスの終了を行うことができます。

- ・事業者は、利用者に対し、利用料その他支払うべき費用を3カ月以上滞納し、利用料等の支払いを催告したときにもかかわらず21日以内に支払われないうとき。
- ・利用者が、病院等に入院し、明らかに1カ月以内に退院できる見込みがない場合または1カ月を経過しても退院できないことが明らかな場合。
- ・当共同生活住居を損傷する行為を反復したとき。
- ・他の利用者の生活または健康に重大な危険を及ぼし、他の利用者との共同生活の継続を著しく困難にする行為をなしたとき。

#### 5 グループホーム利用の留意事項

- ・ 面会 いつでも自由です。
- ・ 外出・外泊 健康上の理由がない限り、事前に介護職員に連絡した上で外出・外泊はできます。
- ・ 金銭等の管理 利用者の小遣い、医療費等に要する費用の金銭等の管理を行います。
- ・ 持込み品 利用者本人が大切にしている物、使い慣れた物を居室に置いたり飾ったりして下さい。
- ・ 宗教 本人が信仰している宗教は尊重しますが、他人への勧誘は行わないで下さい。
- ・ その他

#### 6 緊急時の体制

- ・ 利用者の病状の急変時必要な医療サービスを提供し、認知症対応型共同生活介護等での生活が困難であると認められた場合は、適切な医療機関を紹介する等の措置を速やかに講じます。認知症対応型共同生活介護利用者は定期的に往診を受けられます。
- ・ 利用者が外出しているとき、帰り道が分からなくなり居場所が不明なときは、事業者は家族に連絡し速やかに利用者の安全確保に努めます。所轄の警察署及び関係諸機関と連携をとる等の適切な措置を講じます。

協力医療機関

|                |               |                |
|----------------|---------------|----------------|
| ホームオン・クリニックつくば | つくば市上横場 423-6 | 電話029(868)6611 |
| ホスピタル坂東        | 坂東市沓掛 411     | 電話0297(44)2000 |
| いわいグリーン歯科      | 坂東市辺田 635-1   | 電話0297(47)5151 |
| 水海道さくら病院       | 常総市水海道森下町 444 | 電話0297(23)2223 |
| 訪問看護ステーションいしげ  | 常総市新石下 3768   | 電話0297(42)1105 |

#### 7 看取りの体制

- ・ 認知症対応型共同生活介護等の入居者が重度化し、看取りの必要が生じた場合等における対応の指針を定めて、入居の際に入居者又は家族等への説明・同意を行い、健康管理、医療連携体制を強化します。

#### 8 事故発生時の対応(賠償責任)

- (1) 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、損害の発生が不可抗力によるときは事業者の責めを負わないものとし、事業者の過失または、利用者の重過失による場合は、賠償額を減ずることができるものとします。また、利用者の疾病の進行や、疾病に因る怪我やその後遺症については、事業者に故意もしくは重過失が無い限りその責めを負いません。
- (2) 事業者は、財団法人介護労働安定センターの損害賠償責任保険に加入しています。
- (3) 利用者の故意または重過失により居室または備品に通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合は、利用者がその費用の負担をします。

#### 9 非常災害対策及び感染対策

避難訓練計画を別に定めます。年に2回、火災、地震等を想定した訓練を行います。  
感染対策マニュアル等を当社委員会にて定め、実施致します。

## 10 虐待防止のための措置

事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者（石山 道代）
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待防止のための指針・相談窓口・苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施（年1回以上）
- (5) 虐待防止のための定期的な委員会の開催及び委員会の結果について従業者へ周知徹底（年1回以上）

## 11 身体拘束の禁止

1. 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2. 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3. 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施（年1回以上）

## 12 業務継続に向けた取組

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下『業務継続計画』という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 業務継続計画について把握するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 14 ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える行為は組織として許容しません。

例) 身体的な力撃行為（暴行等）、精神的な攻撃行為（脅迫、暴言等）、性的ないやがらせ行為等  
上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

2. ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。

3. 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

4. ハラスメントと判断された場合には行為

## 15 サービスについての苦情等

(1) 当ホームの苦情対応

担当 管理者 杉田 洋 電話 0297(44)7711  
苦情解決責任者 代表取締役 石山 道代 電話 0296(25)0328

(2) 市町村の苦情窓口

住民票所在地の管轄区市町村 常総市 電話 0297(23)2111  
(受付時間：午前8時30分～午後5時、土日祝日を除く)

(3) 茨城県国民健康保険団体連合会

電話 029(301)1550

(受付時間：午前8時30分～午後5時、土日祝日を除く)

## 16 第三者評価の実施

|         |    |     |        |           |
|---------|----|-----|--------|-----------|
| 第三者による  | なし |     |        |           |
| 評価の実施状況 | あり | 実施日 | 評価機関名称 | 結果の開示 有・無 |

認知症対応型共同生活介護等の利用にあたり、契約書及び本書面で重要な事項の説明を行いました。

事業者 株式会社 ほーむけあ いしやま  
代表取締役 石 山 道 代  
所在地 茨城県筑西市玉戸 1 6 0 2 - 1 0

事業所 グループホーム遙遙  
所在地 茨城県常総市羽生町 1 0 2 6 - 2

説明者 グループホーム遙遙  
管理者 杉田 洋

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護等についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所  
氏名 ⑩

代理人 住所  
氏名 ⑩  
(利用者との関係 : )